

外国人介護人材定着支援事業実施要領

1 趣旨

本要領は、栃木県介護人材確保対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）の外国人介護人材の受入環境整備に資する経費の助成を実施するにあたり、実施要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

外国人介護人材を受け入れる（予定を含む）県内の介護サービス事業者に対し、外国人介護人材とのコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材への学習支援、外国人介護人材への生活支援を行うことにより、外国人介護人材受入れを促進するとともに、外国人介護人材の円滑な就労と安定定着を図ることを目的とする。

3 交付対象者

県内の介護サービス事業者（以下「事業者」という。）

4 補助対象事業

事業者が行う（１）から（３）の事業を対象とする。

（１）外国人介護人材とのコミュニケーションを促進する取組

- ・雇用予定の外国人材が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等とオンラインによる通話を行うために必要な経費
- ・介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成等に必要な経費
- ・介護業務マニュアルの翻訳に必要な経費
- ・多言語翻訳機の購入又はリースに必要な経費
- ・外国人介護人材の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）に必要な経費
- ・外国人介護人材受入施設等の職員が異文化理解を図るための教育・研修を受講又は実施するために必要な経費
- ・コミュニケーションの促進に資するような研修の受講経費
（例：介護技能実習評価試験の評価者養成講習、介護職種の技能実習指導員講習 等）
- ・その他外国人とのコミュニケーションの促進に必要と考える経費

（２）外国人介護人材の介護福祉士の資格取得に必要な取組

- ・外国人介護人材が資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習等への参加、日本語講師による教育に必要な経費
- ・その他外国人介護人材が介護福祉士の資格取得に必要と考える経費

（３）外国人介護人材の生活支援に必要な取組

- ・孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケアに必要な経費
- ・地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等に必要な取組
- ・通勤及び生活環境整備のための自転車の購入に必要な経費

- ・外国人介護人材用住居借上に必要な経費
- ・その他外国人介護人材の生活支援に必要と考える経費

5 補助額等

(1) 補助基準額

300,000円（1事業所あたり）

(2) 補助金額

補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較して低い方の金額に2／3を乗じて得た額。
ただし、1,000円未満に端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

6 提出書類

- (1) 本事業による補助を受けようとする者は、栃木県介護人材確保対策事業費補助金交付要領第3条に定める書類を提出するものとする。
- (2) 本事業に係る実績報告を行おうとする者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、交付要領第7条に定める書類を提出するものとする。

附則

この要領は、令和5年4月12日から適用する。

附則

この要領は、令和7年3月26日から適用する。